

令和3年10月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和3年10月20日(水) 午前8時55分～9時45分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番	富木田 好正	2番	山下 恭生
3番	猪熊 幸雄	4番	三野 久米吉
5番	梶野 和幸	6番	木下 得代
7番	山本 茂	8番	大原 眞路(会長職務代理)
9番	中村 康男(会長)	10番	宮本 賢一
11番	吉田 宏明	12番	喜田 清己
13番	吉田 昌治	14番	川田 一博
15番	原 武信	16番	竹内 博文
17番	三木 洋一	18番	石井 淑雄

#### 欠席委員

なし

#### 傍聴推進委員

なし

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	濱崎 洋介
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	佐藤 由佳

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	4件	田 畑	2,517 369	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑	330 9,361	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	10件	田 畑	9,361 1,087	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑		m <sup>2</sup> 145 m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	52件	田 畑	123,898.25 5,858	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第7号議案	農地売買等支援事業に係る農用地の売渡し	1件	田	1,570	m <sup>2</sup>
報告第1号	合意解約	4件	田 畑	9,443	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

## 令和3年10月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。只今より10月の定例会を開催いたします。

本日は、農業委員18名 全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第7号議案まで合計69件でございます。また、追加議案として、お手元に報告第1号の追加議案をお配りしております。そのため、お送りいたしました議案の1ページの目次に訂正があります。報告第1号合意解約の件数3件、田の面積8,424㎡を4件、9,443㎡に訂正してください。

もう1点、5ページをお開きください。8番林田の案件で備考欄の第3種農地となっているのを、第2種農地と訂正してください。以上2点訂正願います。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 1番 富木田委員さんと2番 山下委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、14番 川田委員さん、15番 原委員さん、16番 竹内委員さんと私で、10月19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 773㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稻で、販売と自家消費を目的としています。

2番、・・・、面積 1,242㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稻・麦で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 502㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

4番、・・・、面積 129㎡ 外2筆 計369㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

本日の案件4件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当

と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。  
続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。  
1番・・・、面積 330㎡ 【議案読み上げ】  
無断転用の有無 有  
転用目的 宅地拡張、貸駐車場  
申請理由 昭和63年頃から宅地への進入路として利用しておりました。  
また近隣住民からの駐車場需要を受け、一部を貸駐車場とすることを計画しました。  
農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。  
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。  
その他 無断転用による始末書の提出があります。  
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。  
続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」10件を議題に供します。  
なお、第3号議案の4番、5番については現地調査を実施しておりますので、14番 川田委員さん、16番 竹内委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

川田委員 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」4番の現地調査報告をさせていただきます。

4番、・・・、面積 1,222㎡ 外1筆合計2,241㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 貸し資材置場

申請理由 譲受人は、足場組み立て及び土木工事業を営んでおります。川津町字下樋にある本社敷地内には、資材を置く十分なスペースが無く、現場の持ち回り等で対応していましたが、作業に支障をきたしているため、資材置場を計画し申請者個人が転用事業者となり、自身が経営する会社に貸し付ける計画に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

竹内委員

続きまして、第3号議案「農地法第5条許可申請」5番の現地調査報告をさせていただきます。

5番、・・・、面積 1,070㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 共同住宅

申請理由 借り人は、久米町でもアパートを経営しています。毎月の安定した家賃収入を長期にわたって生活資金として確保しようと、アパートの需要が多い川津町にて計画し、所有者の母親が転用事業者となり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま川田委員さん、竹内委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

4番、5番につきましては、先ほどの川田委員さん、竹内委員さんのご説明とおりです。

1番、・・・、面積 182㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 共同住宅

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおります。申請地は、駅からも近く周辺の住宅事情からみて共同住宅の需要が高いため、申請地を取得して同転用目的として計画しました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

2番、・・・、面積 337 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は、現在、アパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い現在の居宅が手狭になったため、住宅建築を計画したところ、父が所有する申請地で話がまとまり、転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種低層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 723 m<sup>2</sup> 外3筆 合計4,168 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 譲受人は、中讃地区を中心として不動産業を営んでおります。川津町での問い合わせが以前よりあるものの、近隣に紹介可能な宅地がないことから新規での宅地分譲を計画し、国道にも隣接している申請地は生活の利便性もよく今後も需要が見込めると判断し、申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

6番、・・・、面積 994 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 貸し駐車場、貸し資材置場、貸し車両置場

申請理由 譲受人は、申請地付近で土木工事業を経営しています。車両置場が不足していたため、平成19年頃より所有者の同意を得て使用してきました。長年にわたり無断転用であったため、この度、申請者個人が転用事業者となり、自身が経営する会社に貸し付ける計画に至りました

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

7番、・・・、面積 786㎡ 外2筆 合計905㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 資材置場

申請理由 借り人は、土木工事業を経営しています。父親が所有する申請地は、国道11号線から近く交通の便が良かったため、平成19年頃より資材置場として使用しており、この度、無断転用の解消に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

8番、・・・、面積 136㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 宅地拡張

申請理由 譲受人は、物置が不足していたため父親が所有する申請地に、平成25年頃に物置を建築しました。この度、無断転用の解消のため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

9番、・・・、面積 11㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 宅地拡張

申請理由 平成8年に住宅を建築しましたが、その際に譲受人の母親と所有者の両者合意の上、宅地の一部として使用してきました。この度、その無断転用を解消するため申請に至りました。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

10番、・・・、面積 315㎡ 外1筆合計404㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は、現在、アパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い現

在の居宅が手狭になったため、両親の近くで住宅建築を計画したところ、祖父が所有する申請地で話がまとまり、転用申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」10件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 今月、川津町では9反ほど転用申請が出ておりますが、農地の状況はどういう農地なのでしょう。良い田畑なのか、使い勝手が良くないのか。

事務局長補佐 3番の宅地分譲の案件は、国道438号線に接していますので、交通の便のよいところです。4番の資材置場の案件も、県道に接して交通の便が良く、形もほぼ長方形でよいところです。

会長職務代理 川津町は毎月転用申請が出ていますね。

山下委員 川津町は農振農用地から外しているの、やむを得ない。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」10件につきまして原案どおり承認し、うち8件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、3番、4番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、10月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、第4号議案「非農地証明願」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積145㎡【議案読み上げ】

申請理由 申請地は山林に挟まれた斜面であり、20年以上耕作しておらず、現在山林化し農地への再生が困難なため。

申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい自治会長からの証明書の添付もあります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 島しょ部なので仕方ないですね。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。  
続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」52件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」52件についてご説明いたします。  
今月は新規に農地の貸借をする案件が14件、更新が26件、再設定が12件で、そのうち農地機構を通じた貸借が26件となっております。  
以上、農用地利用集積計画書52件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。  
以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」52件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。  
坂出市には大きな農園がありますので、順調に集積できていると思います。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」52件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。  
続いて、第7号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の売渡し」1件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは第7号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の売渡し」1件についてご説明いたします。  
1番、・・・、面積1,570㎡【議案読み上げ】  
利用目的 水稻  
譲渡人 公益財団法人香川県農地機構  
本年8月の定例会で農地売買等支援事業に係る農用地等の買入れについてご審議いただきましたが、この事業は、農地機構が農用地を買い入れ、規模を拡大したい認定農業者等に対して、農業委員会と連携し、利用集積に配慮して農地の売り渡しを行うものです。  
現在までのところといたしまして、9月に農地機構へ所有権移転を行い、今日1日に、梶野委員さんの立会のもとで「利用調整会議」いわゆる売渡協議を開催したところまで進んでおります。

今後のスケジュールといたしましては、来月初めに譲受人に所有権移転登記を行う予定となっております。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の売渡し」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の売渡し」1件につきまして原案どおり承認し、香川県農地機構の指示に従って手続きを進めていくことといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。  
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積1,359㎡ 外1筆 計3,991㎡【議案読み上げ】

解約理由 借人変更

本件は第6号議案第15番と関連しています

備考 利用権 賃借権の解消

2番、・・・、面積862㎡ 外2筆 計3,445㎡【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

本件は第3号議案3番と関連しています

備考 利用権 使用貸借権の解消

3番、・・・、面積988㎡ 【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

本件は第3号議案5番と関連しています

備考 利用権 使用貸借権の解消

4番、・・・、面積1,019㎡【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

本件は第3号議案4番と関連しています

備考 利用権 賃借権の解消

以上、合意解約の説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件について、なにかご質問はありませんか。

梶野委員                    3番の案件は5条申請と関連がありますが、5条申請の議案の面積と違うのですが、どういうことでしょうか。

事務局長補佐                転用申請する際に分筆を行っているので、面積が変わっています。

各委員                        (委員による確認)  
【なし】の声あり

会長職務代理                特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件を受理し、処理してまいります。  
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長                      (事務局からの連絡事項等)

会長職務代理                それでは、これもちまして10月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時45分終了

令和3年10月20日

上記顛末を記し、令和3年10月定例会の事実と相違ないことを認める。

署名委員

署名委員